

開成町建設工事総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、町長が価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定することが適当と判断したものとする。

(意見の聴取等)

第3条 町長は、次に掲げる場合には、政令第167条の10の2第4項及び第5条並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第12条の4の規定に基づき、2名以上の学識経験を有する者の意見を聴取しなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。なお、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- (2) 前項なお書きにおいて、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合で当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき。

(公告事項)

第4条 対象工事の入札公告については、開成町契約規則（昭和49年規則第5号）第6条第9号のその他必要と認める事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること。
- (2) 落札者決定基準
- (3) 提出を求める資料の内容及び提出期限
- (4) その他、町長が必要と認める事項

(落札者決定基準)

第5条 町長は、政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として評価基準、評価の方法及び落札者の決定方法を定めるものとする。

(評価の基準)

第6条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目について定めるも

のとする。

(1) 評価項目

当該工事の目的及び内容に応じて設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(3) 技術評価点

入札参加資格者が提出した資料を基に各評価項目を点数化した得点の合計点とする。

(評価の方法)

第7条 第5条に規定する評価の方法は、応募書類審査の合格により与えられる標準点に入札参加資格者の技術評価点を加えて得た評価点を入札価格で除して得た総合評価値をもって行うものとする。

(落札者の決定方法)

第8条 第5条に規定する落札者の決定方法は、入札価格が予定価格の制限内にある者のうち、総合評価値が最も高い者を落札者とするものとする。

- 2 総合評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、入札価格が最も低い者を落札者とする。
- 3 入札価格も同額であった場合は、対象工事ごとに指定した評価項目の評価が高い者を落札者とする。
- 4 前項の場合においても順位が決定しない場合には、かながわ電子入札共同システムによるくじにより決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定に基づき落札者の決定に当たって学識経験者の意見を聴取する場合は、当該意見の聴取の結果を勘案し、落札者を決定するものとする。
- 6 落札者の決定後、契約締結前までに落札者が落札決定取消しとなった場合は、当該落札者の次に総合評価値が高い者を落札者とするものとする。

(評価内容の担保措置等)

第9条 応募書類並びに添付資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、落札決定取消し又は契約解除等を行い、開成町指名停止措置要綱の規定に基づき指名停止措置等を行う。

- 2 町長は、工事完成後における性能等を担保するため、入札で提示された提案内容が工事完成後において満足できなかった場合の対応について、契約書に明記するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式による競争入札の

実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 （平成29年9月21日訓令第7号）
この訓令は、公表の日から施行する。